

学校感染症一覧表

下記の学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められています。本校では、これらの感染症に罹患している、またはその疑いのある場合は、学校保健安全法第 19 条により出席停止とします。

【出席停止の手続き方法】

1. 医師により学校感染症に罹患あるいはその疑いがあると診断されましたら、速やかに学校へご連絡ください。出席停止についての指示、その他ご連絡等は担任へお尋ねください。
2. 医師により他者への感染の恐れがないと認められたら、『学校感染症治癒証明書』を医師に記載していただき、その提出をもって登校可となります。登校時に担任へ提出してください。

なお、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症に関しては、現在証明書等の提出は不要です。医師からの指示を学校へご報告ください。

広島女学院中学高等学校 TEL : 082-228-4131

| | 感染症名 | 出席停止期間 |
|-------------|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで。又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 風しん（三日ばしか） | 発しんが消失するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る） | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで 無症状：検体を採取した後 5 日を経過するまで |
| 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれなくなるまで | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、肺炎マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など） | 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで |